

酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実施要領（平成30年4月26日付け30家改事(分)第166号）の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実施要領</p> <p>平成30年5月9日付け30農畜機第913号承認 平成30年4月26日付け30家改事(分)第166号 【略】</p> <p>一部改正令和5年4月6日付け 5農畜機第152号承認 一部改正令和5年4月5日付け 5家改事(分)第4号 <u>一部改正令和6年4月10日付け 6農畜機第278号承認</u> <u>一部改正令和6年4月 8日付け 6家改事(分)第40号</u></p> <p>前文〔略〕</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>改良事業団は、<u>都道府県の区域を地区とする</u>検定組合（家畜の能力検定に関する国際委員会（International Committee for Animal Recording）が定める方法に則して行われる乳用牛群検定に取り組む組合をいう。以下同じ。）又は生産者集団、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会等（以下「生産者集団等」という。）が飼養管理技術の向上を図るため、乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等を実施するために要する経費について補助する</p>	<p>酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実施要領</p> <p>平成30年5月9日付け30農畜機第913号承認 平成30年4月26日付け30家改事(分)第166号 【略】</p> <p>一部改正令和5年4月6日付け 5農畜機第152号承認 一部改正令和5年4月5日付け 5家改事(分)第4号</p> <p>前文〔略〕</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>改良事業団は、検定組合（家畜の能力検定に関する国際委員会（International Committee for Animal Recording）が定める方法に則して行われる乳用牛群検定に取り組む組合をいう。以下同じ。）又は生産者集団、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会等（以下「生産者集団等」という。）が飼養管理技術の向上を図るため、乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等を実施するために要する経費について補助するものとする。<u>また、生産者集</u></p>

改正後	現 行
<p>ものとする。</p> <p>第2 〔略〕</p> <p>第3 事業の実施 1～2 〔略〕 3 事業の実施期間 この事業の事業実施期間は、令和<u>6</u>年度とする。</p> <p>第4 事業の推進指導 1～2 〔略〕</p> <p><u>3 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</u> <u>(1) この事業に参加しようとする酪農経営を営んでいる者は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」に基づき、交付申請時に、「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートをその属する検定組合又は生産者集団等に提出するものとする。</u> <u>(2) 検定組合又は生産者集団等は、「補助事業及び物品・役務の調</u></p>	<p><u>団等が乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等を支援するための取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</u></p> <p>第2 〔略〕</p> <p>第3 事業の実施 1～2 〔略〕 3 事業の実施期間 この事業の事業実施期間は、令和<u>5</u>年度とする。</p> <p>第4 事業の推進指導 1～2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>3 検定組合又は生産者集団等は、この事業の実施に当たっては、「畜</u></p>

改正後	現 行
<p><u>達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、交付申請時に「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを改良事業団に提出するものとする。</u></p> <p><u>（3）検定組合又は生産者集団等は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、交付申請時に「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを改良事業団に提出するものとする。</u></p> <p><u>4 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置</u></p> <p>検定組合又は生産者集団等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする検定組合又は生産者集団等に属する酪農経営を営んでいる者が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</p> <p>（1）令和<u>6</u>年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50B第303</p>	<p><u>産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、事業実施期間中に1回以上、第1の事業に参加しようとする検定組合若しくは生産者集団等に属する酪農経営を営んでいる者にチェックシートの作成を指導すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>4 検定組合又は生産者集団等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする検定組合又は生産者集団等に属する酪農経営を営んでいる者が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</u></p> <p>（1）令和<u>5</u>年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50B第303</p>

改正後	現 行
<p>号農林事務次官依命通知) 第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この項において「契約」という。)の締結をしている者であること。</p> <p>(2) 令和5年度及び令和6年度のいずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) 令和5年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和6年度に契約を締結していない者であること。</p> <p>第5～第7 [略]</p> <p>第8 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 電磁的記録による整備保管</p> <p>1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関連書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>第9 [略]</p>	<p>号農林事務次官依命通知) 第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この項において「契約」という。)の締結をしている者であること。</p> <p>(2) 令和4年度及び令和5年度のいずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) 令和4年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和5年度に契約を締結していない者であること。</p> <p>第5～第7 [略]</p> <p>第8 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 電磁的記録による整備保管</p> <p>前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関連書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>第9 [略]</p>

改正後

現 行

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
飼養管理技術の向上対策	酪農経営を営んでいる者に対して行必要な分析・検査等を実施するのに要する経費	定 額

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
飼 養 管 理 技 術 の 向 上 対 策	<u>(1) 酪農経営を営んでいる者に対して行必要な分析・検査等を実施するのに要する経費</u>	定 額
	<u>(2) 乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等を支援するための取組を実施するのに要する経費</u>	定 額

改正後

別様式第1号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業（飼養管理技術の向上対策）補助金交付申請書

〔略〕

1～2 〔略〕

3 事業に要する経費の負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
酪農経営を営んでいる者に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等	円	円	円	
合計				

(注) 〔略〕

現 行

別様式第1号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業（飼養管理技術の向上対策）補助金交付申請書

〔略〕

1～2 〔略〕

3 事業に要する経費の負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
<p><u>1</u> 酪農経営を営んでいる者に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等</p> <p><u>2</u> <u>乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等の支援</u></p>	円	円	円	
合計				

(注) 〔略〕

改正後	現 行																																																	
<p>4 〔略〕</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) 定款又はそれに準ずる組合同規約等</p> <p>(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書</p> <p>(注) <u>(1) 及び (2) の添付書類</u>について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</p> <p><u>(3) 酪農経営を営んでいる者から提出された「みどりのチェックシート (畜産)」の一覧</u></p> <p><u>(4) 「環境負荷低減のチェックシート」(検定組合又は生産者集団等)</u></p> <p>別紙様式第1号の別添1</p> <p>令和 年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事： 飼養管理技術の向上対策）実施計画</p> <p>酪農経営を営んでいる者に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等</p> <p style="text-align: right;">(単位：戸、円)</p> <table border="1" data-bbox="212 1102 1135 1337"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>指導対象酪農家数</th> <th>内容</th> <th>積算根拠</th> <th>事業費</th> <th>補助金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	指導対象酪農家数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考															<p>4 〔略〕</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) 定款又はそれに準ずる組合同規約等</p> <p>(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書</p> <p>(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>別紙様式第1号の別添1</p> <p>令和 年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事： 飼養管理技術の向上対策）実施計画</p> <p><u>1</u> 酪農経営を営んでいる者に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等</p> <p style="text-align: right;">(単位：戸、円)</p> <table border="1" data-bbox="1173 1070 2096 1350"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>指導対象酪農家数</th> <th>内容</th> <th>積算根拠</th> <th>事業費</th> <th>補助金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	指導対象酪農家数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考															合 計						
実施期間	指導対象酪農家数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考																																												
実施期間	指導対象酪農家数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考																																												
合 計																																																		

改正後				現 行					
合 計				(注)積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記入すること。					
(注)積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記入すること。				<u>2 乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等の支援</u>					
				(単位:円)					
				<u>実施時期</u>	<u>内容</u>	<u>積算根拠</u>	<u>事業費</u>	<u>補助金</u>	<u>備考</u>
				<u>合 計</u>					
別紙様式第1号の別添2 令和 年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業） 飼養管理技術の指導計画				別紙様式第1号の別添2 令和 年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業） 飼養管理技術の指導計画					
1 検定組合又は生産者集団等の概要 〔略〕				1 検定組合又は生産者集団等の概要 〔略〕					

改正後					現 行																
2 飼養管理技術の指導計画の内容 乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等 (単位：戸、頭)					2 飼養管理技術の指導計画の内容 <u>(1) 乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等</u> (単位：戸、頭)																
指導又は分析・検査の内容	実施時期	対象酪農家数	対象頭数	備考	指導又は分析・検査の内容	実施時期	対象酪農家数	対象頭数	備考												
紙様式第2～3号 〔略〕 別紙様式第4号 令和 年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実績報告書 〔略〕 1～2 〔略〕					<u>(2) 乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等の支援</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の内容</th> <th>支援先</th> <th>実施時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <u>(注) 支援の内容は、必要に応じて別紙を用いる等、具体的に記載すること。</u> 別紙様式第2～3号 〔略〕 別紙様式第4号 令和 年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実績報告書 〔略〕 1～2 〔略〕					支援の内容	支援先	実施時期	備考								
支援の内容	支援先	実施時期	備考																		

改正後

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額
	事業費	補助金	事業費	補助金		
酪農経営を営んでいる者に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等	円	円	円	円	円	円
合計						

4～5 [略]

別紙様式第4号の別添

現 行

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額
	事業費	補助金	事業費	補助金		
1 酪農経営を営んでいる者に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等	円	円	円	円	円	円
2 乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等の支援						
合計						

4～5 [略]

別紙様式第4号の別添

改正後

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事：
飼養管理技術の向上対策）実績

酪農経営を営んでいる者に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導
及びそれらに必要な分析・検査等

(単位：戸、円)

実施期 間	指導 対象 酪農 家数	内容	積算根拠	事業 費	補助 金	備考
合 計						

現 行

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事：
飼養管理技術の向上対策）実績

1 酪農経営を営んでいる者に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導
及びそれらに必要な分析・検査等

(単位：戸、円)

実施期 間	指導 対象 酪農 家数	内容	積算根拠	事業 費	補助 金	備考
合 計						

2 乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等の支
援 (単位：円)

<u>実施時 期</u>	<u>内容</u>	<u>積算根拠</u>	<u>事業 費</u>	<u>補助 金</u>	<u>備考</u>
<u>合計</u>					

(注) 取組の内容は、必要に応じて別紙を用いる等、具体的に記載するこ

改正後	現 行
<p>別紙様式第5号 令和 年度酪農経営支援総合対策事業(乳用牛改良増殖推進事業: 飼養管理技術の向上対策)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告 書 〔略〕 1～3 〔略〕 4 補助金返還相当額(3-2)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、法人格を有しない組合等の場合は、<u>全て</u>の構成員分を添付 すること。 〔略〕</p> <p>5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない 場合、その状況</p> <p>6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理 由 〔 〕</p> <p>注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、検定組合又は生産者集団等が法人格を有しない組合等の場</p>	<p><u>と。</u></p> <p>別紙様式第5号 令和 年度酪農経営支援総合対策事業(乳用牛改良増殖推進事業: 飼養管理技術の向上対策)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告 書 〔略〕 1～3 〔略〕 4 補助金返還相当額(3-2)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、法人格を有しない組合等の場合は、<u>すべて</u>の構成員分を添 付すること。 〔略〕</p> <p>5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない 場合、その状況<u>を記載</u></p> <p>6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理 由<u>を記載</u> 〔 〕</p> <p>注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、検定組合又は生産者集団等が法人格を有しない組合等の場</p>

改正後	現 行
合は、 <u>全て</u> の構成員分を添付すること。 〔略〕	合は、 <u>すべて</u> の構成員分を添付すること。 〔略〕

附 則（令和6年4月8日付け6家改事(分)第40号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。